

(別紙)

指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された大阪府茨木市および高槻市等 12 市 1 町において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災した需要家のガス料金の支払期限について、平成 30 年 5 月検針分(支払期限日が平成 30 年 6 月 18 日以降となるもの)、6 月検針分および 7 月検針分をそれぞれ 1 ヶ月間延長する。
2. 被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災により、ガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成 30 年 9 月末日までに申出があった場合、そのガス工事費は全額大阪瓦斯株式会社負担とする。

託送供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された大阪府茨木市および高槻市等 12 市 1 町において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった被災者が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成 30 年 9 月末日までに申し込みがあった場合（※）、当該工事にかかる工事費については全額大阪瓦斯株式会社負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

2. 被災した需要場所に係る平成 30 年 5 月検針分（支払期限日が平成 30 年 6 月 18 日以降となるもの）、6 月および 7 月分の各託送供給料金の支払い期限を 1 ヶ月間延長する。
3. 被災日（平成 30 年 6 月 18 日）の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。